

熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託 契約候補者の審査及び選定に関する実施要領

熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託における契約候補者の審査及び選定に関する実施要領を以下のとおり定める。

1 契約候補者の審査方法

- (1) 外部委員 3 名及び本市職員 2 名で構成する「熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務受託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書等及びヒアリングを基に審査を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの「評価点」の合計点数を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 評価項目等

別紙 4 「熊本市新庁舎市民交流スペース等利活用検討支援業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

3 契約候補者及び次点候補者の審査及び選定手順

- (1) 提案書等の見積書に記載している金額が提案上限額を超えている場合及び社会通念上著しく不当な金額と判断する場合には、提案は、無効とする。
- (2) 各プロポーザル参加者による特定テーマに関する提案書の説明を実施する。
- (3) 選定委員会にて各プロポーザル参加者へのヒアリングを実施する。
- (4) 各委員は、2 の評価項目等に示した基準に基づき、独立して提案者の提案を評価し、全委員の「評価点」の合計点数の最高得点者を契約候補者、次点の者を次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、見積書に記載している金額が最も安価な者を契約候補者とし、次に安価な者を次点候補者とする。見積書に記載している金額も同額である場合は、くじにより契約候補者、次点候補者を決定する。また、次点の者が複数ある場合も同様とする。
- (5) 契約候補者及び次点候補者の提案については、適正な履行を確保する観点から、全委員の「評価点」の合計点数が 5 割以上であることを要する。
- (6) 契約候補者が事故等に遭い、契約が不能となった場合は、次点候補者を契約候補者とする。